

4月1日から石綿の事前調査結果の報告制度がスタート
 3/18から電子システムによる報告ができます
【石綿事前調査結果報告システム】はこちら

- ◎ 資料等、自由にご利用ください
 - ◎ 記事の要望や感想をお待ちしています！
 (いわき労働基準協会までお寄せください)
- 署長室よりいわきAliosを望む (R04年1月撮影)

注意 **あなたの現場で使われていませんか？**
規格不適合の墜落制止用器具が販売されていました

～皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください～

厚生労働省が行った「買い取り試験」の結果、墜落制止用器具の一部製品に、構造、性能、強度等が**国家規格で定める要件を満たしていないもの**があることが判明しました。これらの製品は、**労働安全衛生法により、高所作業等で使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用することが禁止されています**。高所作業等を行う場合には、**適法な墜落制止用器具を使用してください**。**国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具はこちら**



造成工事で労災事故発生！
伐倒木が頭部に激突 ～法令を守って安全な伐木作業を！～

いわき市内の農地造成工事現場において、現場内の立木を伐採する作業中に次の労働災害が発生しました。

- チェーンソーで伐倒したところ、伐倒木が**意図しない方向に倒れ**、
- 伐倒木の**樹高より近い場所**で作業をしていた者の頭部に激突した。

労働安全衛生法では、伐木作業時において、

- 伐倒の際の**退避場所を選定**する（安衛則477条）
- 樹径に応じた受け口・適当な深さの追い口を作る。受け口と追い口の間**に適当な幅の切り残しを確保**する（同条）
- 伐倒について**合図を定め**関係労働者に周知、確実な合図の実施、**避難確認まで伐倒しない**（安衛則479条）
- 立木の**高さの2倍相当の距離**を半径とする円の**内側の立入禁止**（安衛則481条）
- 悪天候時の**作業禁止**（安衛則483条）
- 保護帽の着用（安衛則484条）
- チェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務従事者の「特別教育」受講などが義務付けられています。



伐木作業中の死亡災害や重傷災害が全国で発生しています。労働安全衛生法令を守らない伐木作業は生命の危険があります。**伐木作業は、安全作業の知識を有する者に行わせ、法令に基づく措置を必ず講じましょう！**